

令和 7 年第 7 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38 名）

出席農業委員（15 名）

欠席農業委員（4 名）

出席農地利用最適化推進委員（19 名）

欠席農地利用最適化推進委員（なし）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地利用集積等促進計画の意見について
- 4 議案第 4 号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより、総会の定足数に達しておりますので、令和7年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が7件、農用地利用集積等推進関係が24件、白河市農業振興地域整備計画の変更関係が5件、合わせて40件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。
令和7年7月31日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
す。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 7 月 29 日、委員と現地調査を行いました。譲受人と現地でおいし、申請内容について確認したところ、申請内容に間違いがないということです。申請地は、以前より譲受人が草刈り等を管理していて、取得に伴い、営農計画書の提出があり、今後、野菜等を耕作するとのことでした。

今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆さんのご審議、よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 2 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 7 月 26 日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について、いずれも申請内容に間違いがないとのことでした。

今回の申請理由で農地への影響は何もなく、特に問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その 2 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 3 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 7 月 23 日、委員と、譲渡人は欠席になりました、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いがないとのことでした。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その 3 について原案どおり決定いたします。

農地法第 3 条その 4 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 7 月 27 日、委員と共に譲渡人、また、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取り、申請内容に問題ない、間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 4 について原案どおり決定いたします。

◎議案第 2 号

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、農地法第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により審議するものとする。令和 7 年 7 月 31 日提出。会長大戸文治。

会 長 その 1 について事務局より説明させます。

事 務 局 説明いたします。

それでは、6 ページをご覧ください。

【その 1 朗読】

立地基準の農地区分は、農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 7 月 29 日、委員と設定人は施設に入所中のため、長男が立ち会い、また、被設定人、担当者につきましては、現在岩手県において現場をやっているということで立会いができないとのことでありまして、申請内容について確認いたしました。

双方とも申請内容について間違いはないとのことです。

今回の申請による周辺農地への影響、特に問題はないと思います。皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案どおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2、一時転用事業について説明を申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月28日、委員と現地調査を行いました。設定人とは電話で申請内容を確認し、被設定人と現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。申請地は、以前より別業者が利用していた後の再利用になり、今回、転用による農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。例外規定の集落接続

事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、7月27日に委員と現地の調査を行いました。設定人と被設定人と現地で確認し、申請内容について問題ないとのことでした。

また、周辺は用水路が交差する場所ですので、氾濫するおそれがあるということで、裏のほうに土盛りをするということでしたが、そこもコンクリートブロックなどで流出しないようにということで計画をされておりますので、土砂の流出の問題ないかと思います。

今回の申請について、周辺農地への影響はないと思われますので、皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、7月25日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についての聞き取りをし、申請内容に間違いのないこととさせていただきます。

今回の申請につきまして、周辺農地への影響は特に問題ないかと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その４について原案どおり決定いたします。

農地法第５条その５について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 事務局より説明します。

事 務 局 それでは、24ページをご覧ください。

農地法第５条その５について説明申し上げます。

【その５朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る７月28日、委員と譲渡人、譲受人担当立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、双方とも申請内容に間違いがないということです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その５について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第５条その６について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、31ページをご覧ください。

農地法第５条その６について説明申し上げます。

【その６朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 7 月 28 日、委員と共に譲渡人は高齢で、いわきから来るのが大変ということで、電話で確認をいたしました。また、譲受人の担当者立会いの下、現地調査を行いました。申請内容については、設定人は電話にて、被設定人担当者については現地で聞き取りを行い、申請内容に間違いがないということです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その 6 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 5 条その 7 について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、36 ページをご覧ください。

農地法第 5 条その 7 について説明申し上げます。

【その 7 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 2 種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 7 月 27 日に委員と設定人、被設定人は仕事のため出席できないということで、代わりに行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その 7 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 号

会 長 次に、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議いたします。

この件につきまして、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。令和7年7月31日提出。会長大戸文治。

会長 事務局より説明があります。

事務局 それでは、42ページをご覧ください。

本案件につきましては、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を借受希望者へ貸し付ける際の計画案について市長より農業委員会に意見を求められております。今回、公社が中間管理権を取得し、借受希望者に貸与する農地は番号1から48ページの番号20、それから、皆様のところに差替えをお配りしております49ページの番号24となっておりまして、面積は田11万3,745.93平米、権利の種類は賃借権21件となっております。また、公社と借受者の間の契約を合意解約した農地で、新たな借受希望者に再転貸する農地は48ページの番号21から23で、面積は田1万1,992平米、権利の種類は賃借権3件となっております。

農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事務局 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので、審

議するものとする。令和7年7月31日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、51ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その1。

【その1朗読】

次に、55ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その2。

【その2朗読】

次に、59ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その3。

【その3朗読】

次に、64ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その4。

【その4朗読】

次に、67ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その5。

【その5朗読】

説明は以上となります。

会 長 この件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。去る7月18日に運営委員会を開催し、現地調査と併せて審議を行ったところであります。その結果について、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 白河農業振興地域整備計画の変更について。つきましては、7月18日、農業委員会を開催し、白河市より意見を求められました。白河市農業振興地域の除外4件、編入1件について審議を行いました。

審議の結果、農業委員会としては計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することに決しました。

なお、附帯意見としまして、一部の土地の仮設トイレ・看板等の撤去、砂利敷等は事前着手となる旨の注意を意見として提出することにいたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

会 長 運営委員会を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、意見書を市に提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案されました議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局、お願いします。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

タブレット研修会ですけれども、9月の農地パトロールに併せて皆さんに出ていただきたい研修内容になっています。タブレットにつきましては、今後、推進委員さんの管理のもとで動かしていきたいと思っておりますので、推進委員さんはなるべくご参加いただきたいと思っています。もし、推進委員さんが出られないようなときには、同じ地区の農業委員さんに出ていただいて、使用の方法について学んでいただければと思っていますので、お忙しいとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

ちなみに、次回の総会であります。8月29日金曜日午後2時から、今度は場所がサンフレッシュに変わりますので、お間違いないようにお願いします。

以上です。

会 長 ほかにご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、今日は長時間でありましたが、令和7年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時59分)